



12月20日
東地申第30号

「大田運輸区で発生した賃金不払いの再発防止と乗務員区での適切な労働時間管理を求める申し入れ」を行う!

2019年9月26日、大田運輸区117行路の車掌組合員が、整理時間に日報を2件作成したため所定20時59分勤務終了のところ、21:05に出退勤管理システムに打刻し、退区点呼を行いました。この際、当該車掌は当直助役に「日報を作成して退区時間を過ぎました」と時間外労働であることを申告しました。その後、10月に入り9月26日の時間外労働が適切に処理されているかを当該車掌が担当助役に確認したところ、不払いになっていることが発覚しました。このことは労働基準法37条違反であり重大な問題です。これまで会社は、「労働時間管理は適切に行う」と繰り返し指導され、大田運輸区においても「労働時間管理は管理者が責任を持って行う」ことが強調されてきましたが「労働時間管理」が適切に行われていないことが明らかになりました。

また、今回の事象に至る経過の中では同様の事象に対し、「整理時間に報告書作成の時間があるからノーペイの時間に記入しても時間外労働として取り扱わない」「変行路記入用紙に作成した時間を記入すること」などと当直助役によって対応が一致していないために、今回の事象以外にも「不払い賃金」が発生していた懸念もあります。

労働時間は、「客観的な方法」によって把握・記録する必要性が定められていますが、定められている労働時間外に社員が仕事をした場合の申請方法が明確になっていなかったからこそ発生した事象と言えます。

JR東労組東京地本は、今回の事象について不払い賃金を支払うことで問題が解決される訳ではないと考えています。なぜなら、労働基準法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいうことから、移動労働である乗務労働と乗務員勤務制度を照らし合わせ、管理者と乗務員が労働時間管理についての認識と申告方法、更に申告に基づいた時間外労働の適切な処理について認識を一致させる必要があるからです。

今回の事象は、どの乗務員区でも発生しうることであり、さらには大田運輸区という、東京地本と東京支社間での36協定が締結されている事業場で発生した時間外労働に対する賃金の不払いは重大な問題であることから、具体的且つ、早急な再発防止策をもとめていくために、申し入れを行いました。

- 1、2019年9月26日、大田運輸区117行路の車掌組合員が、整理時間に日報を2件作成し、時間外労働が発生したにも関わらず、割増賃金を支払わなかった事象に対して①東京支社としての認識 ②事象が発生した経緯と原因 ③具体的な再発防止策について具体的に明らかにすること。また、発生した事象について社員周知を行うこと。
- 2、今回の事象以外で「不払い賃金」が発生している懸念があることから大田運輸区において調査を行うこと。
- 3、全ての乗務員区における日報等の作成に関する時間外労働の取扱いを明らかにすること。また、乗務員勤務制度を踏まえた労働時間管理のあり方について、「乗務員」と「管理者」が認識を一致させ、労働基準法37条違反を発生させない体制と教育を行うこと。